

入札監理小委員会における審議結果報告 「現場技術業務」等

農林水産省等の現場技術に関する業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

本業務は、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の国営土地改良事業等における工事の設計及び監督等並びに事業実施に関する補助的作業を行う現場技術業務（以下、「現場技術業務」という。）と、国土交通省北海道開発局における国営土地改良事業等に関する工事实施の監督補助を行うことによる当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る発注者支援業務（監督支援業務）（以下、「発注者支援業務」という。）から構成される。

（2）選定の経緯

- 「公共サービス改革基本方針」（令和元年 7 月 9 日閣議決定）に沿って、行政事業レビュー等の公表資料において競争性等に問題があると思われる契約のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれる事業について、各府省等へ市場化テストの実施を呼びかけた結果、自主選定となったもの。
- 本案件は市場化テスト（民間競争入札）第一期であり、今回、実施要項案の審議を諮るものである。（契約期間 2 年）

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

（1）実施要項全般について

すでに市場化テストを実施している国土交通省の発注者支援業務で使用されている実施要項を元としている。【現場技術業務、発注者支援業務】

（2）入札参加資格に関する事項について

- 競争参加資格の緩和
競争参加資格について、これまで A 等級のみであったところ、B 等級も含めることとした。（資料 1-2-1 【現場技術業務】p8）
- 資格要件の追加
配置管理技術者に要求される実績について、類似業務を追加した。（資料 1-2-2 【発注者支援業務】p11）

(3) 入札実施にあたって

○複数年契約の導入

入札参加意欲向上のため、これまで単年契約であった事業についても複数年契約を導入する。(資料 1-2-1 【現場技術業務】 p8 資料 1-2-2 【発注者支援業務】 p6)

○入札スケジュールの変更

入札公告の実施から技術提案書提出期限まで、市場化テスト導入前は10～20日程度であったところ、30日程度に延ばした。(資料 1-2-1 【現場技術業務】 p17)

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1-1】

評価基準に関し「過去の業務成績」について、「過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）」としている点、地方公共団体等も含める、もしくは評価項目を外す等、検討してはどうか。(資料 1-2-1 【現場技術支援】 p55)

【対応 1-1】

国営以外の農業農村整備事業（以下、国営以外）では、成績の付け方（評価基準）が国営事業と異なる。国営以外を含めた平均成績では、異なる評価基準に基づく評価値の平均値を比較することになり、不公平が生じてしまうため、原案通りとした。なお、「過去の業務実績、実務経験」については国営以外の実績や経験も評価することとして対象を広げている。また、「過去の業務成績」の業務平均成績及び業務実績については入札参加資格に関する項目ではなく、落札者の決定に用いる指標であり、競争参加を制限することにはならないため、原案どおりとした。

【論点 1-2】

国営事業で実績のある事業者が有利な評価指標であることに変わりはないため、今後は他分野の業績も反映できるような仕組み作りが必要である。(資料 1-2-1 【現場技術支援】 p55)

【対応 1-2】

今後さらに検討を進めていくこととする。

【論点 2】

価格点の算出方法の配分を明記できないか。(資料 1-2-1 【現場技術支援】 p19)

【対応 2】

実施要項を以下のとおり修正し、1:1 又は高度な技術を要するものは 1:2 とする趣旨を反映した。

(修正前)「なお、価格点の配分点は別途通知する。」

(修正後)「価格点の配分点は技術点の 1.0 倍※とする。

※ 業務内容に応じて設定する。」

【論点 3】

入札不参加に対するヒアリング状況及び結果について。

【対応 3】

一者応札の場合、入札説明書ダウンロードした者に対して、入札不参加理由のヒアリングを実施している。「技術者確保が困難」との回答が大半である。

【論点 4】

今後に向けた検討として、技術者不足が揺るがない現状を踏まえ、さらに画期的な緩和が必要である。（実施要項全般）

【対応 4】

今後、発注ロッドの拡大や、取り組みやすい業務内容の提示など、効率化に向けた工夫を検討する。

4. パブリックコメントの対応について

農林水産省において、令和2年10月20日から令和2年11月2日までパブリックコメントを実施し、39件の意見が寄せられ、字句修正のほか、2件（同内容）の意見に対し、総合評価における「手持ち業務量」について、公告開始日時点の業務量で評価としていたところ、業務開始時点では年度も明けて、大部分の業務が完了していることから、公告日年度に完了する業務を除くこととした。

また、入札説明書や仕様書配布時に「手持ち業務量」については、現場技術業務に限らず、広範な管理技術業務である旨を周知することとした。

引き続き、「手持ち業務量」の対象について延期する場合等に関し、現状を踏まえつつ公平性の観点から検討する。

（資料1－2－1【現場技術支援】p14、p37、p55）

（資料A－3パブリックコメント結果 項番4、項番33）